

令和元年 11 月 6 日環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和元年 11 月 6 日（水）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 築地原 康志
 環境局長 山田 幸喜
 循環型社会推進課長 梶川 浩二

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 廃棄物焼却施設の現状と課題等について （一）道内の廃止焼却施設の状況及び耐用年数を経過した施設の現状について ごみ焼却施設は、ダイオキシン類対策のために、1997年、平成9年度以降整備が進んで、2002年、平成14年12月のダイオキシン規制強化の本格施行や、ごみ処理の広域化もあって、整備が集中をしています。そのため、更新期を過ぎても、廃止されたものの未解体となっている施設が2002年、平成14年当時、103施設も残っていたことがわかっています。その対策の推進が課題ということは、これまでも道議会で繰り返し課題となってきました。 道内の廃止焼却施設の状況はどのように推移をしているのか、耐用年数を経過している施設はどのくらいになっているのかも、併せてお示しください。 （二）未解体の焼却施設におけるダイオキシン対策について 少し減ってきてはいるんですけれども、稼働しているごみ焼却施設よりも数の多い廃止となったごみ焼却施設が残っているという状況なんですね。この管理状況についてなのですが、未解体の焼却施設においては、ダイオキシンの飛散や汚水流出対策が求められております。管理状況はどうなっていますか。 （三）長期化する未解体施設への対応について 囲っているようなんですけど、シートなどで囲っている場合ですね、劣化や破損、自然災害による破損等が懸念されるという指摘もありますので、ここの管理のところはしっかりしていただきたいというふうに思います。2002年に廃止されて、2003年、平成15年の十勝沖地震によって煙突が倒壊した日高中部塵芥処理センターでは、倒壊した煙突の飛散したコンクリート殻も含めて回収し、施設内に搬入・保管するとともに、開口部の閉鎖などダイオキシン類の飛散流出防止対策を講じているとされています。しかし解体が急がれる関係ではないかと考えるわけです。2006年、平成18年第3回定例会で、当時の高橋はるみ知事は、「廃止炉が長期間放置されることなく、速やかに解体できることが望ましいとしておりましたが、多額の費用負担がネックとなっている」というような発言もされていたわけですね。それで、施設を管理している一部事務組合はこの施設の解体に国の交付金を活用して検討していたという事実があります。しかしなかなかこれが進まなかったということなんですね。「道としては、こういっ	（循環型社会推進課長） 廃止焼却施設の状況についてでございますが、道内では、ダイオキシン類排出抑制に向けた規制強化などにより、廃止されたごみ焼却施設で、解体がされていない施設が、平成14年12月時点で、103施設ありましたが、その後の解体などにより、平成17年には93施設、平成25年には83施設となり、本年8月時点においては、85施設となっているところであります。 また、本年3月末時点で、道内には64のごみ焼却施設が稼働しておりますが、このうち、稼働開始から廃止までの平均的な年数である30年を経過している施設は15施設となっているところでございます。 （循環型社会推進課長） 廃止焼却施設の管理状況についてでございますが、道では、未解体の焼却施設から、ダイオキシン類を含むばいじん・燃えがらが飛散・流出することがないように、平成15年8月に、廃止済み焼却炉点検マニュアルを策定し、施設管理者による定期的な点検・記録の実施や、振興局の立入検査により施設の管理状況を実地に確認するなどしているところでございます。 現在のところ、ばいじん・燃えがらが飛散・流出するような状況は確認されておきませんが、引き続き、点検・管理等を徹底し、施設からのばいじん・燃えがらの飛散・流出防止に努めてまいります。 （循環型社会推進課長） 長期化する未解体施設への対応についてでございますが、日高中部塵芥処理センターの施設につきましては、現在、施設をシートで覆い、定期的に点検を行うなど、周辺へのばいじん・燃えがらが飛散・流出しないよう、管理が行われているところでございますが、未だ、解体に至っていないところでございます。 廃止されたごみ焼却炉は、速やかに解体されることが望ましいところでありますが、ダイオキシン類対策を含めた費用が多額になることに加えまして、解体に国の循環型社会形成推進交付金を活用するためには、跡地利用が要件とされていることから、跡地利用の計画がない自治体の多くが未解体の状況となっております。 このため、道では、循環型社会形成推進交付金などの国の支援制度について、周知する一方で、国に対し、跡地利用の要件緩和など、支援制度の充実・拡充のほか、低額で解体できる技術の開発などについて要望してきたところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
た検討が早期に進んで、施設の解体につながるよう、引き続き必要な指導助言を行う」というふうな答弁を議会でされていたわけですがけれども、先日確認をしますと未だ、解体が終了していないと聞いております。たしかに人家もなく人への影響が懸念される場所ではないんですけれども、知事答弁とも齟齬を来しておりますし、長期化する未解体施設への対応を一体どのようにお考えになっているのか伺います。 （四）解体財源について 解体費用に対してですね、国からの循環型社会形成交付金の交付がされるということなんですけれども、この金額自体も減少していることが大きな問題となっています。交付状況がどう推移して、市町村の要望額を満たしているのかも、合わせて伺います。また、他の解体財源については、どのような実績となっているのか、併せてお示しください。 （五）循環型社会形成推進交付金等の課題について 公共施設管理計画に基づくもの、それから過疎債を活用したものも出てきているんですが、循環型社会形成推進交付金の対象は、平成２６年度以降３件しかないんですよね。金額を聞いてみましたら、２億９７００万円、解体の部分ではわずか２億９７００万円という実績なんです。これでは解体が進まないのは当たり前なんです。地方が大変な財政難の中で、国がしっかりとここのところに対応をとらなければならない。しかし、それを怠っているのが、今の国政だと言わざるを得ません。解体費用は多額である上、国の交付金制度を活用する要件に制約があることから、解体が進んでいない状況があると道としても認識しているとのことでしたけれど、具体的に、交付要件と地元要望との間に、どのような課題があるのか、もう一度お聞きします。 （六）道のこれまでの取組について そうなんです。跡地利用の計画がないと、これ交付されないものですよ。結局、広域化したりすると、対象にならないもの、解体されないものが残るわけですよ。そういう仕組みになっていると。これはやはり改善しなければならないと思うんですが、道はこれまで、財源確保等に尽力してきたということなんですけれども、課題の解決は見通せていないのではないかと考えるのですが、いかがですか。 （七）持続可能な制度設計について ごみ焼却施設を効率的なものにしていくために、広域で処理するという国も進めている訳ですよ。そうした中で、跡地利用がないから交付金が使えないということになると、いつまでも置き去りになるということなんです。昨今、環境意識の向上が進んでおり、分別の効果等とともに	（循環型社会推進課長） 解体費用の財源についてでございますが、循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設の整備や解体に活用でき、これまで、ほぼ市町村の要望どおり措置がされているところであります。 そのうち、施設の解体に活用した件数は、平成２６年度以降３件となっているところであります。 このほかにも、公共施設管理計画に基づく地方債の特例や、過疎対策事業債の活用が可能であり、平成２６年度以降、公共施設管理計画に基づくものは２件、過疎対策事業債を活用したものは４件となっているところでございます。 （循環型社会推進課長） 国の交付金制度活用等の課題についてでございますが、廃止された焼却炉の解体には、ダイオキシン類の飛散防止のため、施設全体を覆う仮設工事や、施設内部に付着したダイオキシン類を含むばいじんなどを除去し、専用施設で無害化処理を行うなど、他の施設解体にはない特別な処理が必要なため、多額の費用を要するところでございます。 こうした財政上の課題のほか、解体に循環型社会形成推進交付金を活用するためには、解体後の跡地に新たに廃棄物処理施設を整備する必要がありますが、跡地利用の計画がないことなどが課題となっているところでございます。 （環境局長） 課題解決への見通しについてでございますが、ダイオキシン類の飛散・流出を防ぐため、廃止された焼却炉の解体は、できるだけ早い解体が望まれますが、解体には、多額の費用を要するため、国の補助などの支援が不可欠と考えているところでございます。 このため、道では、新たな施設整備を伴わない解体のみの事業についても循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、支援制度の拡充を国に要望してきたところでございます。 今後とも、他の都府県とも連携し、市町村の負担が軽減され、速やかな解体が実現されるよう、国に対して強く働きかけてまいります。 （環境生活部長） 今後の取組についてでございますが、近年、全国的に人口減少が進むなど、社会情勢が大きく変化をしており、また、各地で台風による大雨などの自然災害が頻発する中、住民生活に欠かすことのできないごみの適正処理を将来にわたって確保することは、大変重要であると考えてござい

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
に、排出責任を明らかにしてごみを減少させていかなければならないのは、そのとおりです。一方でごみ焼却施設の大規模化を推進して、多額の費用を要する施設建設を進めてきた国の方針に問題があったというように思います、市町村の厳しい財政だけでは、耐用年数を過ぎた施設の解体は困難であるということは、解体が進まない現状からも明らかとなっています。焼却施設の解体財源の確保はもとより、広域処理による施設の大規模化だけでなく、ごみ処理行政に持続可能性を追求する気候変動対策をしっかりと位置付け、抜本的に取り組むことが不可欠であると考えております。道は、今後、大きな視野をもちながらも、具体の課題の解決に向け、どのように取り組むのか伺います。 (指摘) 北海道らしい循環型社会ということで、ごみ処理施設が廃止になって、広大なところに残されても困るわけですよ。ね。廃棄物処理は、生活にも経済活動にも欠かせないものです。しかし、最後の廃棄物ともいえるごみ処理施設が、発がん物質であるダイオキシン類を含んだまま、適正処理されないのは重大な問題です。循環型社会形成推進交付金の対象が跡地利用を条件としたままでは、今、部長から答弁のあった広域化・集約化によって、必ず残されとの問題が解決されないままになってしまいます。15年以上放置されているところも現実にある訳ですよ。これは、全国どこでも抱える問題となっておりますので、災害による流出などのリスクも高まる中、早期の解体処理が実現するよう、国に強く働きかけることを、この点については指摘しておきます。	ます。 このため、道では、廃棄物処理施設の効率的な整備・運営などの確保、発電や熱回収などのエネルギー利用による気候変動対策の推進、災害対策の強化といった新たな観点から、複数の市町村が協働してごみ処理施設の広域化・集約化を図っていくことが必要であると考えております。 今後、道では、地域の実情に応じた将来にわたる適正なごみ処理体制の確保といった観点から市町村と協議を行い、施設整備を促進するなど、北海道らしい循環型社会が形成されるよう努めてまいります。